

社会福祉法人長岡福寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡福寿会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員並びに当法人の事業運営のため委嘱する各委員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第1条の2 前条における役員等の定義は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 常勤役員とは、当法人を勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 事業運営のため委嘱する各委員等とは、顧問及び相談役、評議員選任解任委員、第三者委員、入所検討委員をいう。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長の職務に対する報酬については、年額50,000円とする。
- (2) 全理事の報酬総額は、年間500,000円以内とする。
- (3) 全監事の報酬総額は、年間300,000円以内とする。
- (4) 常勤役員については、無報酬とする。
- (5) 非常勤役員及び委員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。ただし、報酬を支給しない委員等へは費用弁償する。

2 役員等の報酬は次の表のとおりとする。

区分	会議等に出席した場合の報酬
評議員	12,000円
理事	12,000円
監事	12,000円
顧問及び相談役	12,000円
評議員選任解任委員	10,000円

3 同日に複数回の会議等に出席した場合、会議ごとを1つの会議とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

交通費	バス代実費
-----	-------

(2) 監事が、監査等を実施した場合の費用弁償

交通費	バス代実費
-----	-------

(3) 第三者委員及び入所検討委員が会議に出席した場合の費用弁償

日当	5,000円
----	--------

(4) 職務のための出張をした場合の費用弁償

区分	県内	県外
鉄道運賃	普通旅客運賃	普通旅客運賃
急行料金	普通急行料金 (35km以上)	普通特急料金 (片道100km以上は特別急 行料金)
船賃	中級料金実費	中級料金実費
航空賃		実費
車賃	バス代実費	バス代実費
交通費1日につき	900円	900円
日当1日につき	5,000円	5,000円
宿泊料1夜	13,000円	13,000円

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 理事長の職務に対する報酬は、当該事業年度の3月中とし、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年6月22日より施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この改正規程は、令和元年10月1日より施行する。但し、改正後の社会福祉法人長岡福寿会役

員報酬規程の第1条の2は平成31年4月1日から適用する。